

申請日 2025 年 6 月 10 日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

(商号又は名称) ありがとう投信株式会社
(代表者) 代表取締役 長谷 俊介

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

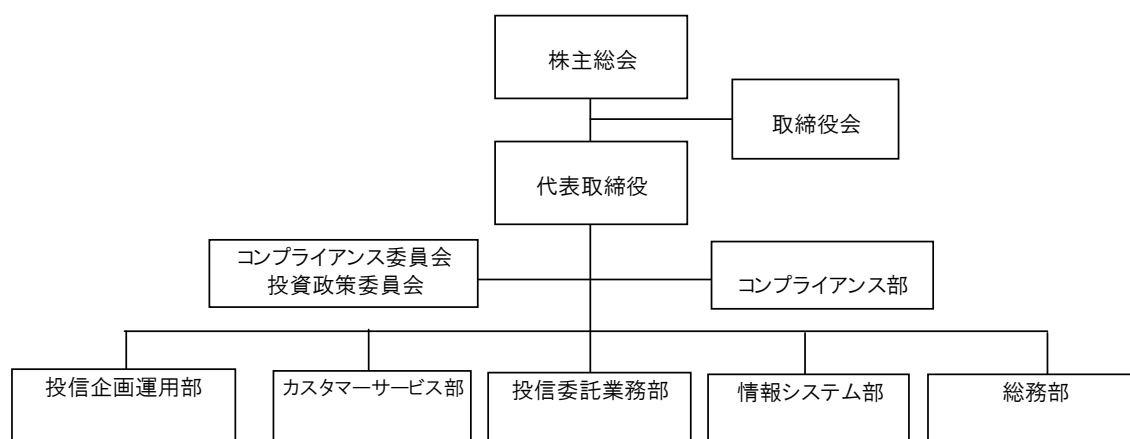
1. 委託会社等の概況

① 資本金の額（2025 年 5 月末現在）

資本金	265,000 千円
発行する株式の総額	40,000 株
発行済株式の総数	26,500 株
最近 5 年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

②会社の機構

○ 組織図

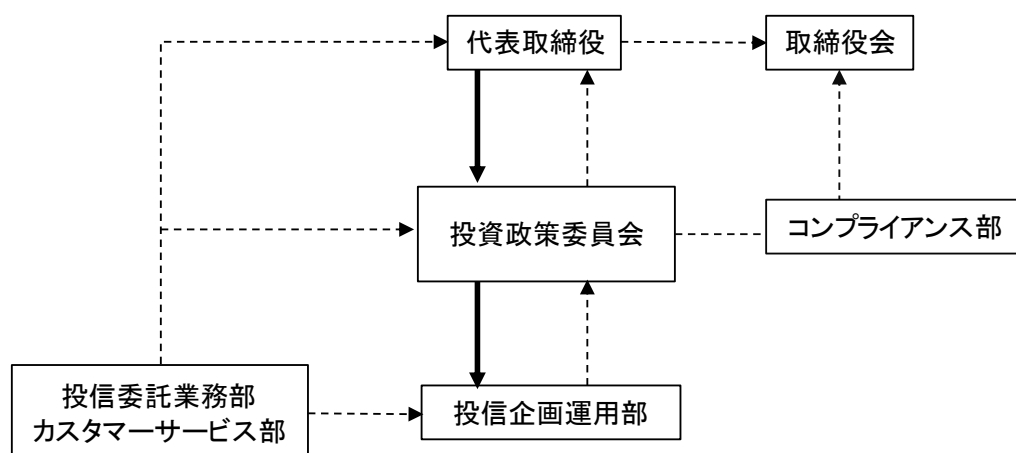


○ 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定プロセス

——→ 運用執行ライン

- - - -> 運用情報提供ライン



運用会議

- ① 週1回会議を開催。投資環境全般の見直し、投資銘柄の策定
- ② 1週間の運用方針等策定
- ③ 投信企画運用部及びコンプライアンス部で構成。

↓ 運用会議等の運用策定資料に基づき

投資政策委員会
① 毎月 1 回会議を開催、基本的な運用方針等を審議決定します。
② 代表取締役を議長とし、投信企画運用部長、投信委託業務部長、カスタマーサービス部長、コンプライアンス部長、主要運用担当で構成。
③ 投資政策委員会議事録を作成。



投信企画運用部
① 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションにしたがってポートフォリオ運用実行

↓ 運用成果・実績等の確認

投資政策委員会
① 運用成果、運用プロセス等リスクの分析管理
② 弊社投信の運用内容と成果を定期的に役員会に報告 (原則月 1 回、定例取締役会)
コンプライアンス部
① 当ファンドの運用の基本方針等の遵守状況のモニタリング

*運用体制は 2025 年 5 月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利害相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）および受益権の直接募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

2025 年 5 月末日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです。

種 類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1 本	23,957,997,944 円

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社である、ありがとう投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、委託会社の第 22 期事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	340,501	386,393
直販顧客分別金信託	20,000	20,000
前払費用	753	724
未収委託者報酬	16,541	15,532
未収入金	-	550
流動資産合計	377,796	423,200
固定資産		
有形固定資産	※1	
器具備品	1,837	975
その他	98	49
有形固定資産合計	1,935	1,025
無形固定資産		
ソフトウェア	6,921	7,144
無形固定資産合計	6,921	7,144
投資その他の資産		
預託金	8	11
繰延税金資産	1,950	2,270
投資その他の資産合計	1,959	2,281
固定資産合計	10,816	10,451
資産合計	388,612	433,652
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	1,600	5,605
預り金	981	826
未払金	34,509	22,536
未払費用	3,419	4,301
未払法人税等	12,207	16,328
未払消費税等	3,257	5,691
賞与引当金	1,860	2,330
流動負債合計	57,836	57,618
固定負債		
退職給付引当金	1,750	2,090
固定負債合計	1,750	2,090
負債合計	59,586	59,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	265,000	265,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	64,026	108,943
利益剰余金合計	64,026	108,943
株主資本合計	329,026	373,943
純資産合計	329,026	373,943
負債・純資産合計	388,612	433,652

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
営業収益		
委託者報酬	156,394	185,989
営業収益合計	156,394	185,989
営業費用		
支払手数料	31,453	34,756
広告宣伝費	1,816	2,702
委託計算費	5,820	5,980
営業雑経費	4,905	5,295
通信費	2,653	2,666
印刷費	1,424	1,749
諸会費	827	879
営業費用合計	43,995	48,734
一般管理費		
給料	40,990	52,227
役員報酬	13,229	21,260
給与手当	17,746	19,198
賞与	4,980	6,190
法定福利費	5,034	5,578
賞与引当金繰入額	1,860	2,330
交際費	1,292	847
旅費交通費	1,798	1,590
租税公課	2,573	2,953
不動産賃借料	3,898	3,898
水道光熱費	221	254
退職給付費用	1,936	1,828
固定資産減価償却費	2,717	3,232
事務用品費	134	109
消耗品費	371	106
その他	1,305	489
一般管理費合計	59,099	69,868
営業利益	53,299	67,386
営業外収益		
受取利息	0	63
受取奨励金	3,700	550
その他営業外収益	16	67
営業外収益合計	3,716	681
営業外費用		
その他営業外費用	45	59
営業外費用合計	45	59
経常利益	56,970	68,008
税引前当期純利益	56,970	68,008
法人税、住民税及び事業税	17,109	23,411
法人税等調整額	△320	△319
法人税等合計	16,788	23,091
当期純利益	40,181	44,917

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	23,844	23,844	288,844	288,844
当期変動額					
当期純利益		40,181	40,181	40,181	40,181
当期変動額合計	—	40,181	40,181	40,181	40,181
当期末残高	265,000	64,026	64,026	329,026	329,026

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	265,000	64,026	64,026	329,026	329,026
当期変動額					
当期純利益		44,917	44,917	44,917	44,917
当期変動額合計	—	44,917	44,917	44,917	44,917
当期末残高	265,000	108,943	108,943	373,943	373,943

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

器具備品：定率法によっております。

主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 4～10 年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっています。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に対する一定割合として収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性について

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
繰延税金資産	1,950 千円	2,270 千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
器具備品	8,504千円	9,365千円
その他	49千円	98千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500 株	—	—	26,500 株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	26,500 株	—	—	26,500 株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	当事業年度 自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社の資金運用は、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

自社投資信託以外の他の金融商品への投資は行わない方針です。

資金調達については、今後も銀行等からの借入の方針はありません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬はファンドに係る信用リスクに晒されております。未払金は1年以内の支払期日であります。未払金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資金計画を作成する等の方法によりリスク回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度（2025年3月31日）

現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収入金及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	340,501	－	－
直販顧客分別金信託	20,000	－	－
未収委託者報酬	16,541	－	－
合計	377,042	－	－

当事業年度（2025年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	386,393	－	－
直販顧客分別金信託	20,000	－	－
未収委託者報酬	15,532	－	－
未収入金	550		
合計	422,476	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 2023年4月 1日	自 2024年4月 1日
至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法のうち、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1)簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日	自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
退職給付引当金の期首残高	1,480千円	1,750千円
退職給付費用	430千円	340千円
退職給付の支払額	160千円	-千円
退職給付引当金の期末残高	1,750千円	2,090千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	2024年3月31日	2025年3月31日
非積立型制度の退職給付債務	1,750千円	2,090千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,750千円	2,090千円
退職給付引当金	1,750千円	2,090千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,750千円	2,090千円

(3) 退職給付費用

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	430千円	340千円

3. 確定拠出制度

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
確定拠出制度への要拠出額	1,506千円	1,488千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	2024年3月31日	2025年3月31日
	千円	千円
繰延税金資産		
未払事業税	845	898
減価償却超過額	0	0
賞与引当金	569	713
退職給付引当金	535	658
繰延税金資産小計	1,950	2,270
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,950	2,270
繰延税金資産の純額	1,950	2,270

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	2024年3月31日	2025年3月31日
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
留保金課税	-	3.52%
交際費等永久に損金に算入されない	-	0.21%
項目		
住民税均等割	-	0.43%
その他	-	△0.83%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	33.95%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日	当事業年度 自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日
委託者報酬	156,394	185,989
営業収益	156,394	185,989

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）及び当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月 1日	自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
1 株当たり純資産額	12, 416円08銭	14, 111円07銭
1 株当たり当期純利益	1, 516円28銭	1, 694円99銭

(注1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度	当事業年度
	自 2023年4月1日	自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
当期純利益 (千円)	40, 181千円	44, 917千円
普通株主に帰属しない金額 (千円)	－千円	－千円
普通株式に係る当期純利益 (千円)	40, 181千円	44, 917千円
期中平均株式数 (株)	26, 500株	26, 500株

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

公開日 2025 年 6 月 16 日
作成基準日 2025 年 6 月 4 日

本店所在地 東京都千代田区内神田 2-15-9
The Kanda 282 3F
お問い合わせ先 コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 4 日

ありがとう投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 立 野 晴 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているありがとう投信株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 22 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ありがとう投信株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。